

保健所業務の更なる重点化

○ 濃厚接触者の調査・特定

- 陽性者の「同居の家族等」に限定
- 同居者以外の接触者は、次のとおり対応

陽性者が、「医療機関や高齢者施設等の職員・利用者」の場合	陽性者が、「 <u>学校や幼稚園・保育所等の園児・児童・生徒・教職員等</u> 」の場合	陽性者が、「 <u>事業所の従業員等</u> 」の場合	陽性者の「 <u>生活上の接触者（友人、知人等）</u> 」
これまで同様、保健所が調査・特定	<u>学校等が濃厚接触者を調査・特定</u> （学校は保健所と協議）	<u>勤務先事業所が濃厚接触者を調査・特定</u>	<u>陽性者本人から接触者に連絡</u>

保健所業務の更なる重点化

○ 濃厚接触者の検査

次の対象者の検査を実施

- 医療機関、高齢者・障がい者施設の従事者・入院患者、入所者等
- 受験等で必要な場合

※濃厚接触者は、自身で健康観察（セルフチェック）を行い、
症状が現れたらコールセンターに連絡のうえ、医療機関を受診

○ 自宅療養者の対応（引き続き実施）

- 保健所による毎日の健康観察（一部医療機関に委託）
- パルスオキシメーターの全世帯への配布、必要な方への配食サービス
- 症状が出た場合のオンライン診療や専用外来への受診調整
- 宿泊療養施設や医療機関への入院調整・搬送

重点化する内容やマニュアルは、市町や経済団体等の
関係機関に通知するとともに、県ホームページに掲載